

# 農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和5年10月

島根県

## 目次

第1 前文	・・・ 1
第2 農村地域への産業の導入の目標	・・・ 2
第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	・・・ 4
第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	・・・ 4
第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	・・・ 4
第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	・・・ 5
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	・・・ 6
第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	・・・ 7
第9 その他必要な事項	・・・ 7

## 農村地域への産業の導入に関する基本計画

### 第1 前文

本県における農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。）に基づく国の「農村地域への工業等の導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び、県が定める基本計画に即して、これまで県内13の市町村において実施計画が策定され、計画的に工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ）の導入が行われるとともに、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきた。

しかしながら、本県の人口は昭和30年に92万9千人をピークに、高度経済成長期に入ると大都市への人口流出が始まり、昭和50年頃まで大幅な減少が続いた。その後は、一時的に増加する時期はあったものの、長らく減少傾向が続いており、現在は70万人を下回って減少し続けている。

こうした中、本県では令和元年度に県の最上位の行政計画となる「島根創生計画」を策定し、概ね10年後の本県の目指すべき将来像「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、魅力ある水産業づくりや力強い産業づくりを推進してきたところである。

農業にあっては、将来的な持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代にとって魅力ある農林水産業を確立することで持続可能な農林水産業・農山漁村の実現に向け取組を進めている。

産業にあっては、古代から鉄作りが盛んに行われ、世界で唯一日本古来の製鉄法である「たたら製鉄」が現存するなど、「ものづくり」の伝統や精神が息づいており、本県にはこうした特殊鋼や鋳造をはじめ、電子部品・デバイスや食料品などに関連した産業が集積し、近年では、ソフト系IT企業の県内進出も増加してきている。

一方で、少子高齢化による国内市場の縮小や新型コロナウイルス感染症が国内外経済に大きな打撃を与えたことに加え、令和4年2月からのロシアのウクライナ侵攻等により、原油や原材料、肥料・飼料等の価格高騰が続いている。

今後、このような先行きが不透明な状況にある時代にあっても、感染状況や社会情勢を見極めながら、状況の変化に柔軟かつ機動的に対応し、島根創生の実現に向けた各施策を実行していくことがより一層求められる。

また、この先、農村地域で高齢化や人口減少が進む中、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組を進めるとともに、農業以外の新たな就業機会の創出と所得の確保を図ることで、都市部へ流出する者や都市から流入することが期待される者に、様々な選択肢を用意することが不可欠となっている。

こうした中、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）（以下「農工法改正法」という。）が制定され、農村地域への導入対象業種として定められていた工業等の業種が廃止された。また、令和4年に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）が制定され、基本計画で定める「導入すべき産業の業種」に関する規定が廃止された。

これらを踏まえ、農村地域に導入される産業（以下「導入産業」という。）については、国の基本方針に即して、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業との均衡ある発展が図られる業種選定の考え方を県が基本計画に位置付けた上で、市町村が具体的な業種を実施計画において定めることとされた。

本計画は、本県の農村地域への産業の導入を促進するための具体的な考え方及び施策の方向性を示すものである。

## 第2 農村地域への産業の導入の目標

### 1 導入業種の選定の考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

市町村は、実施計画において定める導入すべき産業の業種（以下、「導入業種」という。）の選定に当たっては、次に掲げる事項に即して定めるものとする。

#### （1）安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

産業の立地・導入により、地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業や、就業機会が創出されたとしても雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は選定しない。

また、産業導入に伴う農地集積の促進や地域の農業者の就職ニーズの充足など農業と導入産業がそれぞれ発展することに加え、より生産性の高い産業部門への労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化が図られること。

#### （2）地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図れるよう配慮すること

市町村は、実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

#### （3）公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

導入業種について、周辺地域における他の産業の事業環境や住民の生活環境が懸念される場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて、当該導入業種を判断すること。

判断に当たっては、当該導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じた場合には、その立地により 周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意すること。

#### （4）地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を促進すること。

例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も含まれる。

#### （5）導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

産業が立地するときは、施設を整備することが想定されていることから、農業用施設において営まれる農業は、導入の対象となる「産業」に含むことができる。

## 2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本県の農村地域及び農業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、本計画において産業導入地区の対象とする区域は、一部改正法の規定により定められる農村地域全て（平成17年3月30日時点における旧松江市の区域を除く19市町村の区域）とし、これら地域において地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域については、市町村が実施計画において地番単位で定めることとし、区域の設定及び見直しについては、次に掲げる方針に基づいて設定すること。

### （1）各種土地利用計画との調整を行うこと

区域の設定に当たっては、国土利用計画、島根県土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、本県及び市町村の各計画担当部局とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。

### （2）過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町村は、実施計画の策定に当たり、過去に造成された工業団地（農工法改正法の施行前に作成された実施計画の地区を含む）及び再生利用が困難な荒廃農地を含めて活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先することとする。

また、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

### （3）立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

## 3 配慮事項

### （1）導入企業と地域産業との交流の促進

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化または新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

### （2）地域の雇用動向を踏まえた企業の導入

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。この場合において、高齢者や障がい者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、新規学卒者をはじめとする若年者等の地元就職やU I ターン就職等の促進に配慮する。

### 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域を支える農業の担い手の確保・育成及び集落営農の推進に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村は、地域の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者や女性の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進、新規学卒者などの若年層の定着化及び移住希望者の受け入れ促進を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。

### 第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、国の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）で示された政策の方向、島根創生計画及び島根県農林水産基本計画を踏まえ、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により、農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業構造の改善を阻害しないよう、農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、生産性の高い農業の確立に努める。具体的には、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「地域計画」の内容等に留意し、農地中間管理事業や基盤整備事業等を活用した農地利用集積による規模拡大を図る。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

### 第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区の設定については、本基本計画の第2の2「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」によるものとするが、やむを得ず産業導入地区に農用地等が含まれる場合においては、地域の実情を踏まえつつ次の調整方針に基づき、施設用地と農用地等との利用の調整を行う。

#### （1）農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないように、以下の点について十分に調整を図ること。

・集団的なまとまりをもつ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、農業機械による営農への支障が生じることがないようにすること。

・小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業などの農地流動化施策の推進への支障が生じることがないようにすること。

(3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。

また、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」についても同様とする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記（1）から（3）までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第17条第2項に規定する農地中間管理事業を重点的に行う区域内では、農用地以外での開発を優先すること。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」には、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われた農用地が含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう関係機関と連携し、十分調整を行うこと。

## 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であることから、次の施策の実施に努める。

本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用

した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により、効率的に整備を進めるよう配慮する。

### 1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

### 2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び農村の地域資源を活用した都市農村交流等の地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的な整備及び文化の振興に努める。

## 第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

### 1 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

### 2 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。



### 3 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

## 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

### 1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「地域計画」の策定・見直しを通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

### 2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業構造の確立を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図る。特に、農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法を始め、環境規制関係諸法令を踏まえ、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努める。また、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるとともに、国の環境基本計画、島根県環境総合計画等の環境保全に関する計画との整合を図るなど、農村環境の保全に十分配慮する。なお、産業の導入後においても、必要に応じ環境の監視、環境に与える影響についての調査検討のフォローアップ等を行い、事業者の講ずる環境保全対策についても積極的に指導を行う。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮する等、地域の安全の確保に留意する。

## 2 農村地域の活力の維持増進への配慮事項

本県の農村地域での若年層の流出や高齢化の進行を踏まえ、地域社会の活力の維持増進にも配慮するとともに、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や移住定住制度の充実、職業紹介等を総合的に進める。

## 3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入は、人口流出の抑制、地域経済の発展等、地域振興に果たす役割が大きいことから、過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、島根県過疎地域持続的発展方針、島根県過疎地域持続的発展計画、島根県山村振興基本方針などの地域振興に関する施策との連携を積極的に図り、その効果的かつ円滑な実施が図られるよう努める。

## 4 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

## 5 関係部局間の十分な連携

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業の導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることから、県及び市町村は、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携を図り、施策の推進や情報の共有等に努める。

## 6 企業への情報提供等

産業導入地区に関する情報及び企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び中国四国農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行う。

## 7 遊休地解消に向けた取組

既存の産業導入地区内において過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存在する場合には、当該土地の活用を図る。

## 8 撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に市町村に報告する等の撤退時のルールを市町村と企業との間で企業の立地時に定めるよう努める。

## 9 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、実施計画のフォローアップについて、産業導入地区や当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県と共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生を始め産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などについては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、その内容を共有するとともに、実施計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。

本県及び市町村は、農工法の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。

なお、市町村は、基本計画の変更を踏まえ、実施計画の変更の要否を検討し、必要と認めるときは、速やかに実施計画を変更すること。

### 附 則

この基本計画は、令和5年10月1日から適用する。